



**第6章 計画の目標**

# 1 高齢者等の将来推計

## 1-1 推計人口

平成 13 年度から平成 16 年度までの住民基本台帳等の人口を基本として、コーホート要因法により平成 18 年度から平成 20 年度までの総人口及び 40 歳～64 歳の人口、高齢者人口を推計しました。

計画の目標年度である平成 20 年度には、総人口 41,179 人、高齢者人口 6,348 人と推計しました。総人口、高齢者人口ともに増加傾向が続き、高齢化率は平成 20 年度に 15.4%と見込まれます。

東郷町総合計画の推計人口と比較すると、本計画の総人口、高齢者人口が若干下回っていますが、推計する時点の基本となる人口が異なっているためです。

表：推計人口

(人)

年齢区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
総人口	40,143	40,671	41,179
40～64 歳（第 2 号被保険者）	12,842	12,842	12,965
高齢者人口（第 1 号被保険者）	5,575	5,937	6,348
65 歳～74 歳（前期高齢者）	3,532	3,751	3,990
75 歳以上（後期高齢者）	2,043	2,186	2,358
高齢化率	13.9%	14.6%	15.4%

※コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいいます。

コーホート要因法とは、その集団ごとの変化を用いて人口推計を行う方法です。例えば、ある地域の現在 20 歳の町民は、1 年後には 21 歳に達しますが、その間に死亡や転入・転出による移動によって人口変化が生じます。このように年齢階層ごとの変化が今後も継続することを仮定し、現在の人口階層における変化の割合を用いて人口を推計します。

## 1-2 要介護認定者の推計

平成15年4月から平成17年4月までの人口に占める要介護者等の割合（出現率）を基に、平成18年度以降の要介護認定者数を推計しました。

介護予防サービスや地域支援事業の介護予防効果を見込み、平成20年度には909人と推計しました。

表：要介護（要支援）認定者数の推計

(人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護（要支援）認定者数 （介護予防後）	801	852	908
要支援1	92	102	108
要支援2	178	198	211
要介護1	119	131	143
要介護2	123	111	111
要介護3	94	99	106
要介護4	117	129	142
要介護5	78	82	87

## 1-3 地域支援事業対象者の推計

地域支援事業対象者は、各年度の高齢者人口に一定の割合を乗じて推計しました。

介護予防サービスや地域支援事業の介護予防効果を見込み、平成20年度には359人と推計しました。

表：地域支援事業対象者数の推計

(人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域支援事業対象者数	167	258	359

## 1-4 サービス利用者の推計

先の人口推計及び要介護認定者の推計を基に、平成18年度から平成20年度までの施設サービス利用者数と居宅サービス利用者数を推計しました。

### (1) 施設サービス等の利用者数の推計

平成15年度から平成17年度までの利用者数と今後の施設整備等を基に、施設サービス等の利用者数を推計しました。

介護保険制度において、施設サービスの対象となるのは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設と地域密着型介護老人福祉施設になります。

また、居住系サービスとして認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護、介護専用型以外の特定施設入所者介護があります。

表：施設サービス等利用者数の推計

(人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護老人福祉施設	96	99	104
介護老人保健施設	71	73	75
介護療養型医療施設	8	8	8
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	13	22	26
地域密着型特定施設入所者介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	4	4	4
介護予防特定施設入居者生活介護	2	2	2
介護専用型以外の特定施設入所者介護	9	16	17
計	203	224	236

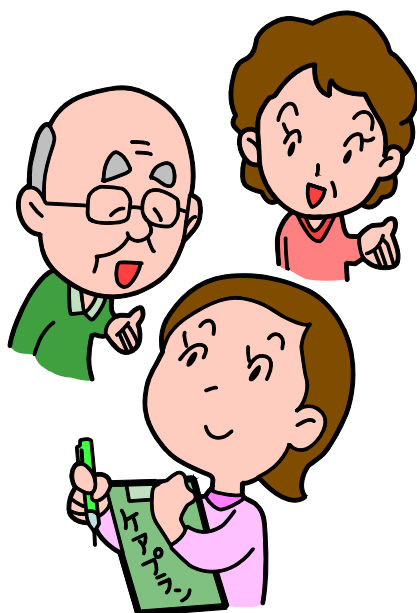
## (2) 居宅サービス利用者数

平成15年度から平成17年度までの利用割合と今後の施設サービス等の利用者数を基に、平成18年度から平成20年度までの居宅サービス利用者数を推計し、要介護度ごとに人数を算出しました。

表：居宅サービス利用者の推計

(人)

区 分	平成18年	平成19年	平成20年
要 支 援 1	71	81	88
要 支 援 2	128	148	163
要 介 護 1	87	94	104
要 介 護 2	86	70	69
要 介 護 3	40	42	46
要 介 護 4	47	55	65
要 介 護 5	18	20	23
合 計	477	510	558



## 2 介護保険対象サービスの目標

### 2-1 居宅サービスの必要量及び供給見込み

先の施設サービス利用者数と要介護度ごとの居宅サービス利用者数を基に、平成18年度から平成20年度までのサービスごとの必要量及び供給量を推計します。

#### (1) 訪問介護・介護予防訪問介護

平成20年度の供給量は、介護予防訪問介護が9,423回、訪問介護が15,732回となるように設定しました。

表：訪問介護の必要量及び供給量の推計 (回)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防サービス必要量	7,473	8,594	9,423
要 支 援 1	2,817	3,195	3,470
要 支 援 2	4,656	5,399	5,953
サービス必要量	13,416	13,951	15,732
要 介 護 1	4,213	4,669	5,321
要 介 護 2	4,149	3,444	3,497
要 介 護 3	1,568	1,719	1,939
要 介 護 4	2,615	3,152	3,797
要 介 護 5	871	967	1,178
介護予防サービス供給量	7,473	8,594	9,423
介護サービス供給量	13,416	13,951	15,732
供 給 率 (介護予防)	100.0%	100.0%	100.0%
供 給 率	100.0%	100.0%	100.0%

## (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

平成20年度の供給量は、介護予防訪問入浴介護が0回、訪問入浴介護が1,054回となるように設定しました。

表：訪問入浴介護の必要量及び供給量の推計 (回)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防サービス必要量	0	0	0
要 支 援 1	0	0	0
要 支 援 2	0	0	0
サービス必要量	798	896	1,054
要 介 護 1	0	0	0
要 介 護 2	3	2	2
要 介 護 3	57	60	66
要 介 護 4	369	434	510
要 介 護 5	369	400	476
介護予防サービス供給量	0	0	0
介護サービス供給量	798	896	1,054
供 給 率 (介護予防)	-	-	-
供 給 率	100.0%	100.0%	100.0%

## (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

平成20年度の供給量は、介護予防訪問看護が296回、訪問看護が3,505回となるように設定しました。

表：訪問看護の必要量及び供給量の推計 (回)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防サービス必要量	234	270	296
要 支 援 1	55	62	67
要 支 援 2	179	208	229
サービス必要量	2,710	3,009	3,505
要 介 護 1	365	394	438
要 介 護 2	296	238	235
要 介 護 3	384	453	520
要 介 護 4	927	1,124	1,360
要 介 護 5	738	800	952
介護予防サービス供給量	234	270	296
介護サービス供給量	2,710	3,009	3,505
供 給 率 (介護予防)	100.0%	100.0%	100.0%
供 給 率	100.0%	100.0%	100.0%

#### (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

平成20年度の供給量は、介護予防訪問リハビリテーションが0回、訪問リハビリテーションが314回となるように設定しました。

表：訪問リハビリテーションの必要量及び供給量の推計 (回)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防サービス必要量	0	0	0
要支援1	0	0	0
要支援2	0	0	0
サービス必要量	272	282	314
要介護1	0	0	0
要介護2	99	80	79
要介護3	39	41	45
要介護4	90	106	124
要介護5	44	55	66
介護予防サービス供給量	0	0	0
介護サービス供給量	272	282	314
供給率(介護予防)	-	-	-
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

#### (5) 通所介護・介護予防通所介護

平成20年度の供給量は、介護予防通所介護が2,970回、通所介護が7,594回となるように設定しました。

表：通所介護の必要量及び供給量の推計 (回)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防サービス必要量	2,347	2,705	2,970
要支援1	647	734	797
要支援2	1,700	1,971	2,173
サービス必要量	6,394	6,675	7,594
要介護1	2,142	2,405	2,775
要介護2	2,170	1,813	1,852
要介護3	645	727	841
要介護4	1,084	1,327	1,623
要介護5	353	403	503
介護予防サービス供給量	2,347	2,705	2,970
介護サービス供給量	6,394	6,675	7,594
供給率(介護予防)	100.0%	100.0%	100.0%
供給率	100.0%	100.0%	100.0%



### (6) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

平成 20 年度の供給量は、介護予防通所リハビリテーションが 4,897 回、通所リハビリテーションが 15,357 回となるように設定しました。

表：通所リハビリテーションの必要量及び供給量の推計 (回)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護予防サービス必要量	3,862	4,456	4,897
要 支 援 1	846	960	1,042
要 支 援 2	3,016	3,496	3,855
サービス必要量	12,883	13,482	15,357
要 介 護 1	3,274	3,628	4,135
要 介 護 2	3,822	3,226	3,471
要 介 護 3	2,101	2,318	2,630
要 介 護 4	3,021	3,552	4,177
要 介 護 5	665	758	944
介護予防サービス供給量	3,862	4,456	4,897
介護サービス供給量	12,883	13,482	15,357
供 給 率 (介護予防)	100.0%	100.0%	100.0%
供 給 率	100.0%	100.0%	100.0%

### (7) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

平成 20 年度の供給量は、介護予防居宅療養管理指導が 99 件、居宅療養管理指導が 656 件となるように設定しました。

表：居宅療養管理指導の必要量及び供給量の推計 (件)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護予防サービス必要量	78	90	99
要 支 援 1	17	19	21
要 支 援 2	61	71	78
サービス必要量	448	528	656
要 介 護 1	62	79	100
要 介 護 2	83	75	82
要 介 護 3	76	91	110
要 介 護 4	141	178	225
要 介 護 5	86	105	139
介護予防サービス供給量	78	90	99
介護サービス供給量	448	528	656
供 給 率 (介護予防)	100.0%	100.0%	100.0%
供 給 率	100.0%	100.0%	100.0%

### (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

平成20年度の供給量は、介護予防短期入所生活介護が535日、短期入所生活介護が4,942日となるように設定しました。

表：短期入所生活介護の必要量及び供給量の推計 (日)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防サービス必要量	423	488	535
要支援1	112	127	137
要支援2	311	361	398
サービス必要量	3,687	4,134	4,942
要介護1	352	457	593
要介護2	829	735	791
要介護3	953	1,070	1,235
要介護4	1,017	1,262	1,563
要介護5	536	610	760
介護予防サービス供給量	423	488	535
介護サービス供給量	3,687	4,134	4,942
供給率(介護予防)	100.0%	100.0%	100.0%
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

### (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

平成20年度の供給量は、介護予防短期入所療養介護が135日、短期入所療養介護が3,578日となるように設定しました。

表：短期入所療養介護の必要量及び供給量の推計 (日)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防サービス必要量	107	124	135
要支援1	15	17	18
要支援2	92	107	117
サービス必要量	3,119	3,242	3,578
要介護1	266	257	286
要介護2	856	705	695
要介護3	935	1,030	1,125
要介護4	892	1,053	1,238
要介護5	170	197	234
介護予防サービス供給量	107	124	135
介護サービス供給量	3,119	3,242	3,578
供給率(介護予防)	100.0%	100.0%	100.0%
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

### (10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

平成 20 年度の供給量は、介護予防福祉用具貸与が 993 件、福祉用具貸与が 2,081 件となるように設定しました。

表：福祉用具貸与の必要量及び供給量の推計 (件)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護予防サービス必要量	787	906	993
要 支 援 1	282	320	347
要 支 援 2	505	586	646
サービス必要量	1,785	1,851	2,081
要 介 護 1	395	438	500
要 介 護 2	529	434	437
要 介 護 3	285	318	364
要 介 護 4	395	464	546
要 介 護 5	181	197	234
介護予防サービス供給量	787	906	993
介護サービス供給量	1,785	1,851	2,081
供 給 率 (介護予防)	100.0%	100.0%	100.0%
供 給 率	100.0%	100.0%	100.0%

### (11) 居宅介護支援・介護予防支援

平成 20 年度の供給量は、介護予防支援が 1,812 人、居宅介護支援が 2,537 人となるように設定しました。

表：居宅介護支援の必要量及び供給量の推計 (人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護予防サービス必要量	1,812	1,812	1,812
要 支 援 1	564	564	564
要 支 援 2	1,248	1,248	1,248
サービス必要量	2,537	2,537	2,537
要 介 護 1	617	617	617
要 介 護 2	816	816	816
要 介 護 3	480	480	480
要 介 護 4	396	396	396
要 介 護 5	228	228	228
介護予防サービス供給量	1,812	1,812	1,812
介護サービス供給量	2,537	2,537	2,537
供 給 率 (介護予防)	100.0%	100.0%	100.0%
供 給 率	100.0%	100.0%	100.0%

## (12) 夜間対応型訪問介護

平成 20 年度の供給量は、夜間対応型訪問介護が 88 回となるように設定しました。

表：夜間対応型訪問介護の必要量及び供給量の推計

(回)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護予防サービス必要量	0	0	0
要 支 援 1	0	0	0
要 支 援 2	0	0	0
サービス必要量	77	79	88
要 介 護 1	9	10	11
要 介 護 2	8	6	6
要 介 護 3	49	52	57
要 介 護 4	5	5	6
要 介 護 5	6	6	8
介護予防サービス供給量	0	0	0
介護サービス供給量	77	79	88
供 給 率 (介護予防)	-	-	-
供 給 率	100.0%	100.0%	100.0%

## (13) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

平成 20 年度の供給量は、介護予防認知症対応型通所介護が 98 回、認知症対応型通所介護が 184 回となるように設定しました。

表：認知症対応型通所介護の必要量及び供給量の推計

(回)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護予防サービス必要量	0	71	98
要 支 援 1	0	0	0
要 支 援 2	0	71	98
サービス必要量	0	133	184
要 介 護 1	0	45	62
要 介 護 2	0	33	41
要 介 護 3	0	20	28
要 介 護 4	0	26	39
要 介 護 5	0	9	14
介護予防サービス供給量	0	71	98
介護サービス供給量	0	133	184
供 給 率 (介護予防)	-	100.0%	100.0%
供 給 率	-	100.0%	100.0%

(14) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

平成 20 年度の供給量は、介護予防小規模多機能型居宅介護が 1,159 回、小規模多機能型居宅介護が 1,619 回となるように設定しました。

表：小規模多機能型居宅介護の必要量及び供給量の推計 (回)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護予防サービス必要量	0	985	1,159
要 支 援 1	0	0	0
要 支 援 2	0	985	1,159
サービス必要量	0	1,413	1,619
要 介 護 1	0	623	740
要 介 護 2	0	601	633
要 介 護 3	0	106	127
要 介 護 4	0	79	112
要 介 護 5	0	4	7
介護予防サービス供給量	0	985	1,159
介護サービス供給量	0	1,413	1,619
供 給 率 (介護予防)	-	100.0%	100.0%
供 給 率	-	100.0%	100.0%

## 2-2 地域支援事業

本町で実施する地域支援事業は以下のとおりです。

<p>介護予防事業</p>	<p>① 介護予防特定高齢者施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定高齢者把握事業</li> <li>・ 通所型介護予防事業</li> <li>・ 訪問型介護予防事業</li> <li>・ 介護予防特定高齢者施策評価事業</li> </ul> <p>② 介護予防一般高齢者施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防普及啓発事業</li> <li>・ 地域介護予防活動支援事業</li> <li>・ 介護予防一般高齢者施策評価事業</li> </ul>
<p>包括的支援事業</p>	<p>① 介護予防ケアマネジメント事業</p> <p>② 総合相談支援事業</p> <p>③ 権利擁護事業</p> <p>④ 包括的・継続的マネジメント事業</p>
<p>任意事業</p>	<p>① 介護給付等費用適正化事業</p> <p>② 家族介護支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族介護教室</li> <li>・ 家族介護継続支援事業</li> <li>・ 認知症高齢者見守り事業</li> </ul> <p>③ その他事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域自立生活支援事業</li> </ul>

## (1) 介護予防事業

### ①介護予防特定高齢者施策

介護予防事業の対象となる特定高齢者に対する事業として、通所又は訪問により要介護状態等となることの予防又は要介護状態などの軽減若しくは悪化の防止を目的として介護予防に資する事業を実施します。

#### ア 特定高齢者把握事業

介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者の把握のため、全ての第1号被保険者を対象に生活機能に関する状態の把握や訪問活動を担う保健師等との連携、主治医等との連携等の方法により、特定高齢者把握のための事業を実施します。

#### イ 通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に、通所により介護予防を目的として「運動器の向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等に効果があると認められる事業を実施します。

- 1) 運動器の機能向上事業
- 2) 栄養改善事業
- 3) 口腔機能の向上事業
- 4) その他

#### ウ 訪問型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある特定高齢者を対象に、保健師等が居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施します。

#### エ 介護予防特定高齢者施策評価事業

本計画において定める「介護予防サービスや地域支援事業の介護予防効果を見込んで推計した要介護認定者数」の達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施します。

## ②介護予防一般高齢者施策

第1号被保険者を対象とする事業については、地域において、自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加して介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施します。

### ア 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防手帳（仮称）の配布などを実施します。

- 1) 介護予防手帳
- 2) パンフレットの作成・配布
- 3) 講演会の開催
- 4) その他

### イ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業等を実施します。

- 1) 介護予防ボランティア等の育成研修
- 2) 地域活動組織の育成・支援等

### ウ 介護予防一般高齢者施策評価事業

年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を実施します。



## (2) 包括的支援事業

### ①介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、本町がスクリーニングをし、地域包括支援センターに提示した介護予防事業対象者の名簿に基づき、次のようなプロセスで実施します。

- 1) 一次アセスメント
- 2) 介護予防ケアプランの作成
- 3) サービスの提供後の再アセスメント
- 4) 事業評価

### ②総合相談支援事業

地域の高齢者に対して、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、①地域における様々な関係者とのネットワークの構築、②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援を行う事業を実施します。

### ③権利擁護事業

実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度が利用できるよう支援するための事業を実施します。

また、高齢者の虐待を早期に発見できるよう、医療機関やサービス事業者などの関係機関と連携を図るためのネットワークを構築するとともに、虐待防止に関する相談や情報提供を行う事業を実施します。

### ④包括的・継続的マネジメント事業

主治医、ケアマネジャーなどとの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域のケアマネジャーに対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備等包括的・継続的なケア体制の構築などを実施します。

### (3) 任意事業

#### ①介護給付等費用適正化事業

真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかを検証し、制度の趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供を行うとともに、利用者に介護給付費通知を行い適正な介護サービスが提供できる環境の整備を図ります。

#### ②家族介護支援事業

##### ア 家族介護教室

要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催する事業を実施します。

##### イ 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的負担を軽減するための、介護者交流事業を行うとともに、介護保険のサービスを利用しないで重度の要介護者を介護している低所得の家族に家族介護慰労金支給事業を実施します。

##### ウ 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティアなどによる見守りのための訪問などを行う事業を実施します。

#### ③その他の事業

##### ア 地域自立生活支援事業

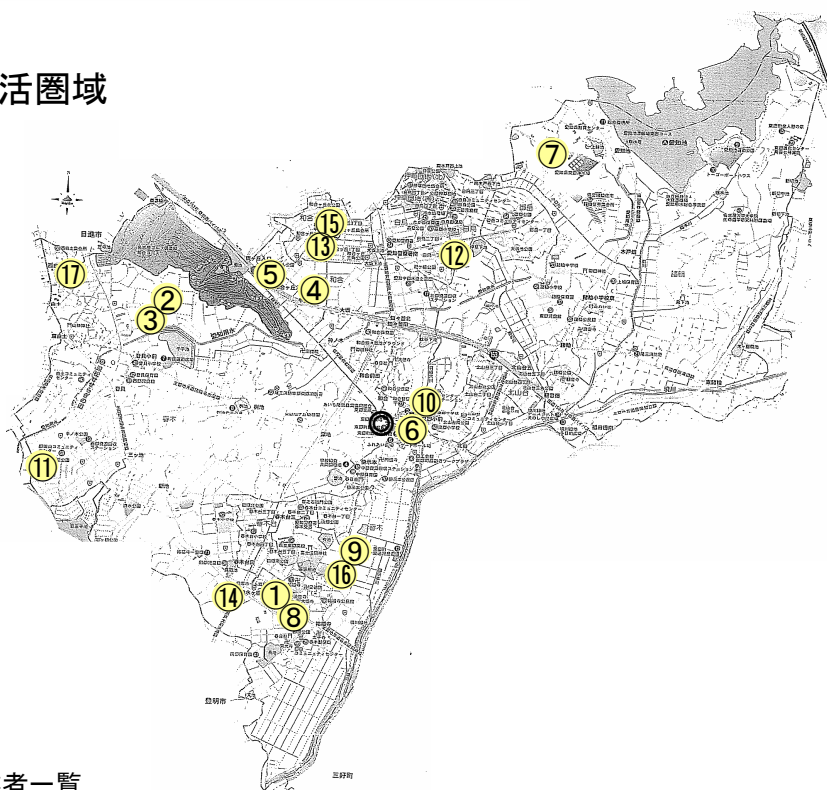
高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、①高齢者住宅に対する生活援助員の派遣等、②介護相談員の活動支援、③24時間対応の在宅介護の相談を行う事業を実施します。

# 3 日常生活圏域の設定

今回の介護保険の制度改正では、新たに日常生活圏域を設定し、圏域を対象として地域密着型サービスの提供を行うこととされています。

そこで、本町は、高齢者の日常生活の行動範囲や地理的条件から、日常生活圏域を町内一圏域と設定し、サービスの提供を図っていきます。

## 3-1 日常生活圏域



介護保険サービス事業者一覧

①	東郷苑	老人福祉施設、短期入所、居宅介護支援
②	和合の里	老人保健施設、短期入所、通所リハ、訪問介護、居宅介護支援
③	和合の家	認知症グループホーム
④	アウト・オン・ア・リム	認知症グループホーム、通所介護
⑤	あしすと	通所介護、訪問介護、居宅介護支援
⑥	東郷町社会福祉協議会	通所介護、訪問介護、居宅介護支援
⑦	エンジョイハウスにこにこ	通所介護
⑧	もみの木	訪問介護、居宅介護支援
⑨	J Aあいち尾東	訪問介護
⑩	東郷診療所	訪問看護
⑪	おおきなくすの木	通所介護
⑫	ばななハウス	通所介護
⑬	いぶき	通所リハ
⑭	東郷春木	通所リハ、居宅介護支援

介護保険以外の在宅サービス一覧表

⑮	さわやかさん	訪問介護
⑯	J Aさわやか東郷	訪問介護
⑰	東郷ふれあいサービス	訪問介護

## 4 介護保険事業の費用総額の見込み

各サービスの給付費を推計します。

保険料基準月額は平成18年度から平成20年度までのサービス費用により算出されます。

### 4-1 総給付費の推計

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1) 居宅サービス			
①訪問介護	55,986,397円	57,910,124円	65,194,691円
②訪問入浴介護	9,454,101円	10,613,250円	12,490,658円
③訪問看護	16,885,553円	18,791,533円	21,910,481円
④訪問リハビリテーション	1,384,901円	1,432,284円	1,593,291円
⑤居宅療養管理指導	4,033,962円	4,755,185円	5,956,749円
⑥通所介護	43,905,454円	46,604,173円	53,478,524円
⑦通所リハビリテーション	117,091,315円	123,998,414円	141,823,723円
⑧短期入所生活介護	26,277,314円	29,602,411円	35,476,789円
⑨短期入所療養介護	27,782,047円	29,025,820円	32,102,083円
⑩特定施設入居者生活介護	20,485,229円	36,966,482円	38,699,902円
⑪福祉用具貸与	27,145,720円	28,384,193円	32,042,942円
⑫特定福祉用具販売	2,146,288円	2,146,288円	2,146,288円
(2) 地域密着型サービス			
①夜間対応型訪問介護	386,925円	396,975円	442,200円
②認知症対応型通所介護	0円	1,108,400円	1,545,700円
③小規模多機能型居宅介護	0円	10,787,400円	12,433,700円
④認知症対応型共同生活介護	34,761,966円	58,320,561円	68,874,741円
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0円	0円	0円
(3) 住宅改修	7,574,054円	7,574,054円	7,574,054円
(4) 居宅介護支援	28,254,000円	28,560,000円	31,314,000円
(5) 介護保険施設サービス			
①介護老人福祉施設	283,274,343円	292,125,783円	307,058,783円
②介護老人保健施設	217,891,211円	222,886,214円	228,808,280円
③介護療養型医療施設	34,018,462円	34,018,462円	34,018,462円
介護給付費計(小計)→(I)	958,739,242円	1,046,008,006円	1,134,986,041円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1) 介護予防サービス			
①介護予防訪問介護	24,705,530 円	28,448,090 円	31,219,505 円
②介護予防訪問入浴介護	0円	0円	0円
③介護予防訪問看護	1,492,710 円	1,720,274 円	1,884,546 円
④介護予防訪問リハビリテーション	0円	0円	0円
⑤介護予防居宅療養管理指導	490,556 円	565,274 円	621,923 円
⑥介護予防通所介護	13,203,559 円	15,229,641 円	16,730,840 円
⑦介護予防通所リハビリテーション	29,575,100 円	34,145,002 円	37,541,253 円
⑧介護予防短期入所生活介護	1,845,941 円	2,130,655 円	2,336,930 円
⑨介護予防短期入所療養介護	978,426 円	1,134,429 円	1,235,794 円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	2,938,404 円	2,938,404 円	2,938,404 円
⑪介護予防福祉用具貸与	10,533,224 円	12,122,741 円	13,284,289 円
⑫特定介護予防福祉用具販売	224,100 円	224,100 円	224,100 円
(2) 地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護	0円	449,430 円	620,340 円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0円	6,235,050 円	7,336,470 円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	10,036,334 円	10,036,334 円	10,036,334 円
(3) 住宅改修	1,190,821 円	1,190,821 円	1,190,821 円
(4) 介護予防支援	20,298,000 円	23,358,000 円	25,602,000 円
予防給付費計 (小計) → (II)	117,512,705 円	139,928,245 円	152,803,549 円

総給付費 (合計) (10月改定影響後) → (III) = (I) + (II)	1,076,251,947 円	1,185,936,251 円	1,287,789,590 円
--	-----------------	-----------------	-----------------

総給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、審査支払い手数料を推計し、標準給付費見込額を推計します。

この結果、平成18年度から平成20年度までの標準給付費見込額は3,696,524,468円となります。

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
総給付費 (10月改定影響後)	1,076,251,947円	1,185,936,251円	1,287,789,590円	3,549,977,788円
特定入所者介護サービス費等給付額	38,921,836円	40,543,579円	43,787,065円	123,252,480円
高額介護サービス費等給付額	6,114,000円	6,272,000円	6,512,000円	18,898,000円
算定対象審査支払手数料	1,462,340円	1,465,400円	1,468,460円	4,396,200円
審査支払手数料支払件数	17,204件	17,240件	17,276件	51,720件
標準給付費見込額 (A)	1,122,750,123円	1,234,217,230円	1,339,557,115円	3,696,524,468円

## 4-2 地域支援事業費の推計

平成18年度から平成20年度の地域支援事業費については以下の表のように見込みました。

平成18年度から平成20年度にかけては、保険給付費見込額に対する割合の上限が定められているため、平成18年度には総給付費の2.0%にあたる22,425,755円、平成19年度には2.3%にあたる28,353,292円、平成20年度には3.0%にあたる40,142,659円と算出しました。

表：地域支援事業費の見込額

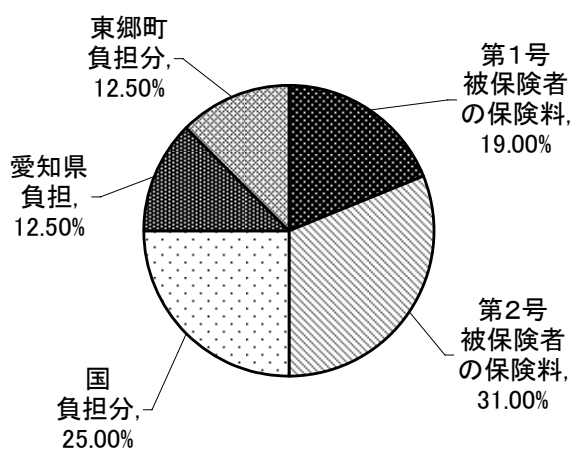
区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
地域支援事業費 (B)	22,425,755 円	28,353,292 円	40,142,659 円	90,921,706 円
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	2.0%	2.3%	3.0%	2.5%

地域支援事業の財源構成は、介護予防事業と包括的支援事業・任意事業で異なります。

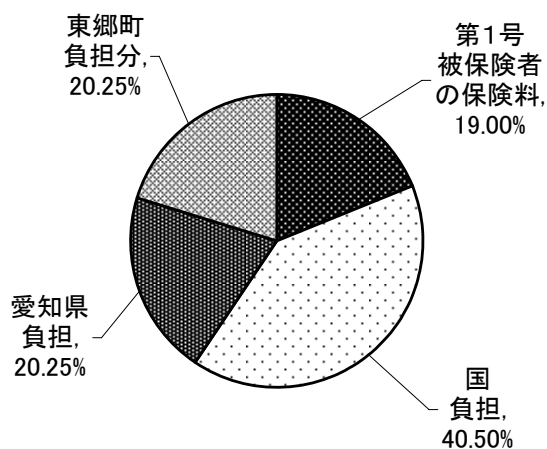
介護予防事業は、国、県、町が半分を負担し、残りを第1号、第2号被保険者の保険料で負担します。

包括的支援事業・任意事業は、国、県、町が81%を負担し、残りを第1号被保険者の保険料で負担します。

グラフ：介護予防事業の財源構成



グラフ：包括的支援事業・任意事業の財源構成



### 4-3 第1号被保険者保険料の試算について

#### (1) 保険料の基準額（月額）の算出

先に算定された総給付費等の見込額を基に、第1号被保険者の保険料の基準額を算出します。

区 分	平成 18~20 年度の合計	内 容
<b>1 費用の見込額</b>		
標準給付費見込額	3,696,524 千円	給付費、手数料等
地域支援事業費見込額	90,922 千円	
計	3,787,446 千円	
<b>2 保険料収納必要額</b>		
第1号被保険者負担分相当額	+719,615 千円	費用の見込額×19%
調整交付金相当額	+184,826 千円	標準給付費見込額×5%
調整交付金見込額	-11,183 千円	高齢者層、所得水準の補正
財政安定化基金拠出金見込額	+3,787 千円	費用の見込額×0.1%
財政安定化基金償還金	+81,317 千円	第2期（平成15~17年度）借入金 の返済額
準備基金取崩額	0 千円	
計	978,362 千円	A
<b>3 保険料の基準額</b>		
予定保険料収納率	98.0%	B
所得段階別加入割合補正後被保険者数	18,878 人	C 高齢者人口×税制改正の 補正
基準額（年額）	52,884 円	保険料収納必要額A ÷ 予定保 険料収納率B ÷ 所得段階別加 入割合補正後被保険者数C
基準額（月額）	4,407 円	基準額（年額）÷12

#### (2) 保険料基準月額

第1号被保険者の保険料基準月額を4,407円と算出しました。（財政安定化基金償還金の影響額は、366円になります。）



この基準月額を基本に、所得の段階に応じて6段階の保険料を設定すると、次の表のようになります。

表：保険料段階

区分	対象者		第2期までの区分
第1段階	町民税世帯非課税で、老齢福祉年金・生活保護の受給者	基準額×0.5	第1段階
第2段階	町民税世帯非課税で、合計所得額および課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.5	第2段階
第3段階	町民税世帯非課税で、合計所得額および課税年金収入額が80万円超	基準額×0.75	
第4段階	本人が町民税非課税	基準額	第3段階
第5段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	第4段階
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5	第5段階

表：保険料段階別被保険者数

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1段階	22人	24人	25人
第2段階	758人	807人	863人
第3段階	429人	457人	489人
第4段階	1,634人	1,739人	1,860人
第5段階	1,678人	1,788人	1,911人
第6段階	1,054人	1,122人	1,200人
合計	5,574人	5,937人	6,348人

# 5 保健福祉事業

## 5-1 保健サービス目標量

### (1) 健康手帳の交付

健康手帳は健康診査の記録、その他老後における健康保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的に交付します。

健康手帳の交付時には、保健サービスを提供するに当たっての必要な情報が得ることができるよう、健康度評価のための質問票を交付していきます。

### (2) 健康教育（65歳以上の高齢者は除く）

健康教育は、生活習慣病の予防や介護を要する状態となることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、「自分の健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進に資することを目的として実施します。

健康教育には、「個別健康教育」「集団健康教育」があり、個別健康教育（高血圧・高脂血症・糖尿病・喫煙者）については、地域の実情等を踏まえつつ、計画的に導入していきます。

また、集団健康教育については、歯周疾患、骨粗鬆症（転倒予防）、病態別、薬、一般があり、今後も生活習慣病の予防などの推進に努めていきます。

表：個別健康教育

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
個別健康教育	実施回数 (回)	0	0	1
	実施実人員 (人)	0	0	5
高血圧	実施回数 (回)	0	0	0
	実施実人員 (人)	0	0	0
高脂血症	実施回数 (回)	0	0	0
	実施実人員 (人)	0	0	0
糖尿病	実施回数 (回)	0	0	1
	実施実人員 (人)	0	0	5
喫煙者	実施回数 (回)	0	0	0
	実施実人員 (人)	0	0	0

表：集团健康教育

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
集团健康教育	实施回数 (回)	20	22	24
	实施実人員 (人)	400	440	480
歯周疾患	实施回数 (回)	1	1	1
	实施実人員 (人)	20	20	20
骨粗鬆症	实施回数 (回)	2	2	2
	实施実人員 (人)	40	40	40
病態別	实施回数 (回)	4	6	8
	实施実人員 (人)	80	120	160
薬	实施回数 (回)	1	1	1
	实施実人員 (人)	20	20	20
一般	实施回数 (回)	12	12	12
	实施実人員 (人)	240	240	240



### (3) 健康相談（65歳以上の高齢者は除く）

健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施します。

健康相談には、「重点健康相談」「総合健康相談」があり、さらなる充実に努めていきます。

重点健康相談については、高血圧、高脂血症、糖尿病、歯周疾患、骨粗鬆症、病態別のうちから、毎年、重点課題を選定して実施してまいります。

表：重点健康相談

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
重点健康相談	実施回数 (回)	271	271	271
	実施実人員 (人)	591	621	652
高血圧	実施回数 (回)	50	50	50
	実施実人員 (人)	70	74	78
高脂血症	実施回数 (回)	80	80	80
	実施実人員 (人)	250	263	276
糖尿病	実施回数 (回)	65	65	65
	実施実人員 (人)	80	84	88
歯周疾患	実施回数 (回)	4	4	4
	実施実人員 (人)	4	4	4
骨粗鬆症	実施回数 (回)	2	2	2
	実施実人員 (人)	2	2	2
病態別	実施回数 (回)	70	70	70
	実施実人員 (人)	185	194	204

表：総合健康相談

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
総合健康相談	実施回数 (回)	220	220	220
	実施実人員 (人)	1600	1680	1764

#### (4) 健康診査

健康診査は、心臓病、脳卒中等生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の疑いのある人又は危険因子をもつ人をスクリーニングするとともに、診査の結果、必要な人に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行うこと、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的として実施します。

健康診査には、「基本健康診査（訪問基本健康診査及び介護家族訪問基本健康診査を含む。）」「歯周疾患検診」「骨粗鬆症検診」「健康度評価（65歳以上の高齢者は除く。）」「肝炎ウイルス検診」があり、現在の受診率等地域の特性を踏まえ、受診率の向上に努めていきます。

がん検診については、「肺がん検診」「胃がん検診」「乳がん検診」「子宮頸がん検診」「大腸がん検診」「前立腺がん検診」を実施しており、その効果及び重要性は広く認められているところであり、今後も事業の推進に努めていきます。

表：健康診査

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
基本健康診査	対象者数 (人)	6,960	7,100	7,250
	受診者数 (人)	4,176	4,260	4,350
	受診率 (%)	60.0	60.0	60.0
歯周疾患検診	対象者数 (人)	980	1,000	1,020
	受診者数 (人)	98	120	143
	受診率 (%)	10.0	12.0	14.0
骨粗鬆症検診	対象者数 (人)	915	933	952
	受診者数 (人)	201	224	247
	受診率 (%)	22.0	24.0	26.0
健康度評価事業	年間評価延人員 (人)	1,020	1,040	1,060

#### (5) 機能訓練 (65 歳以上の高齢者は除く)

疾病、外傷その他の原因により心身の機能が低下している人に対し、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、身体の機能障害や能力障害並びにこれらにより生じる閉じこもりや孤立等の社会的障害からの回復を目的に実施します。

機能訓練については、「A型 (基本型)」がありますが、地域の実情等に応じて実施していきます。

#### (6) 訪問指導 (65 歳以上の高齢者は除く)

健康診査の要指導者等及び介護予防の視点から支援が必要な人に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な支援を行い、これらの人の心身機能の低下の防止と健康の保持・増進、介護予防及び保健サービスと医療・福祉その他のサービスとの調整を図ることを目的として実施していきます。

表：訪問指導

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
訪問指導	実人員 (人)	30	31	32

#### (7) 65 歳以上の高齢者の保健事業

65 歳以上の高齢者については、老人保健事業により「健康手帳の交付」「健康診査」を実施し、地域支援事業において介護予防に資する事業 (健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導に相当する事業) を実施します。

基本健康診査については、現行の検査項目に併せて生活機能に関する項目のチェックを行い、地域支援事業の対象となる人のスクリーニングを実施していきます。

## 5-2 在宅福祉サービスの目標

### (1) 家庭介護用品の支給

おむつを必要としている 65 歳以上の常時ねたきりの高齢者や認知症高齢者（初老期痴呆を含む）、重度心身障害者、難病の人に、紙おむつ等を無料で支給し、経済的負担の軽減と高齢者等の居宅生活の継続、向上を図ります。

### (2) 寝具洗濯乾燥サービス

65 歳以上の常時ねたきりの高齢者、虚弱なひとり暮らし高齢者、重度身体障害者、難病などで、自力で寝具の洗濯乾燥を行うことが困難な人に洗濯乾燥サービスを提供して、衛生管理及び健康で安らかな生活の充実を図ります。

### (3) 食の自立支援（給食サービス）

65 歳以上のひとり暮らし高齢者、また高齢者夫婦世帯（一方が 75 歳以上である場合に限る）で食事をつくるのが困難な高齢者に、定期的に給食の宅配サービスを実施して、安否確認を行うとともに、食生活の改善を図り、自立した生活を支援します。

### (4) 理髪サービス

居宅で療養している 65 歳以上の常時ねたきりの高齢者及び外出に介助が必要な重度身体障害者に理髪券を交付し、出張等による理髪サービスを提供して、衛生管理及び健康で安らかな生活の充実を図ります。

### (5) ひとり暮らし高齢者タクシー料金助成

75 歳以上のひとり暮らし高齢者にタクシーチケットを交付して、通院などを目的とした外出の利便を図るなど移動支援の充実に努め、社会参加の促進を図ります。

### (6) 緊急通報システム

65 歳以上のひとり暮らし高齢者・ひとり暮らしの重度身体障害者で設置が必要な人及びシルバーハウジング入居者に緊急通報電話を設置し、急病、事故などの緊急時に迅速、的確に対応できるような体制の整備充実に努め、安心して暮らせるよう福祉の充実を図ります。

### (7) 外出支援サービス

日常生活において外出が困難な車いす使用者に対し、移送用車両（リフト付自動車）での送迎サービスを実施し、医療機関への通院など気軽に利用できるよう努めます。

### (8) 生活援助員派遣サービス

介護保険の給付が受けられない 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、日常生活を営むのに支障があり生活援助員の派遣が必要な人に、家事援助を行い生活の安定を図ります。

### (9) 徘徊高齢者家族支援サービス

認知症の高齢者が行方不明になった時に、家族等が位置情報システムを使って高齢者の位置を確認し、早期に保護できるように努めます。

### (10) 福祉用具の貸出し

介護保険の対象とならない人に対し、状態に応じて車いすの短期間の貸出しを東郷町社会福祉協議会で行い、在宅生活の維持向上を図ります。

### (11) 生きがい活動支援事業

60 歳以上の高齢者に対して閉じこもり防止と介護を要する状態となることを予防するため、いきがいセンターで日常動作訓練や趣味活動などのサービスを提供します。

表：生きがい活動教室

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生きがい活動教室	実施回数 (回)	340	340	340
	実施実人員 (人)	5,530	5,530	5,530

### (12) 家族介護慰労金

在宅で要介護 3・4・5 の認定を受け、かつ所得税非課税世帯のうち、1 年間介護保険サービスを利用しなかった場合に、同居で介護している家族に慰労金を支給していきます。

### (13) 介護予防プラン

地域包括支援センターを中心に関係機関との連携を十分に図り、要介護状態になる恐れのある高齢者の実態把握を行い、介護予防プランを作成します。

### (14) 在宅介護者のつどい

在宅で介護している家族を対象に交流会を開催し、介護者の精神的・身体的負担の軽減と要介護者の在宅生活の維持向上を図ります。



## 5-3 施設整備目標

### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険で対応し必要数を尾張東部老人保健福祉圏域<sup>\*</sup>で調整して整備します。

※尾張東部老人保健福祉圏域とは、本町他、瀬戸市・尾張旭市・長久手町・日進市・豊明市の4市2町です。

### (2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

介護保険で対応し必要数を尾張東部老人保健福祉圏域<sup>\*</sup>で調整して整備します。

### (3) 介護療養型医療施設（療養型病床群等）

介護保険で対応し必要数を尾張東部老人保健福祉圏域<sup>\*</sup>で調整して整備します。

### (4) 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

介護保険で対応し、認知症高齢者のケアにおける有効性が高いことから必要数を整備できるようにNPO等の民間活力の参入を促進します。

### (5) 有料老人ホーム

独立して生活するには不安がある高齢者に給食、健康管理等の日常生活上のサービスを提供し、料金の全額を自己負担して入所する施設です。

特定施設入所者生活介護の県の指定を受けているところは、介護保険で対応することになりますので、必要数については軽費老人ホームと調整して整備できるよう、民間事業者の参入を促進します。

### (6) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

独立して生活するには不安がある高齢者に給食その他日常生活上のサービスを提供し、低額の料金で入所する施設です。

特定施設入所者生活介護の県の指定を受けているところは、介護保険で対応することになりますので、必要数については有料老人ホームと調整して整備できるよう、民間事業者の参入を促進します。

### (7) 養護老人ホーム

自立や要支援と認定され環境上の理由や経済的な理由により、居宅での養護が困難な高齢者が入所する施設です。

介護保険以外で対応し、尾張東部老人保健福祉圏域で調整して整備します。

### (8) 地域包括支援センター

介護保険制度の改正に伴い、創設される地域包括支援センターを町内 1 箇所に設置します。地域ケア体制の拠点として、介護予防事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業等を行います。

### (9) 健康づくりセンター（保健センター）

町民に身近で頻度の高い保健サービスを行う保健センターの役割は重要になっています。健康づくりセンターで保健師が常駐するとともに、各種健康診査や保健指導などを実施し、町民の健康管理や健康づくりを支援します。

### (10) シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

高齢者が安全で快適に住み続けることができるよう、バリアフリー化を図り緊急時の支援体制を組み込んだケア付き住宅が、県営諸輪住宅に併設されています。生活援助員の派遣により、安否の確認や生活相談等を行って在宅生活の維持向上を図ります。

### (11) 福祉センター

介護保険のサービスである「指定通所介護事業」については、より多くの人に利用できるよう体制の整備やサービスの充実を図ります。

### (12) 高齢者ワークプラザ（シルバー人材センター）

高齢者の就労機会や積極的に生きがいを得る機会を確保することを目的として、高齢者が自主的な活動を行うことができる施設です。活動説明会や技能講習会などを充実させ、高齢者の能力を活かす専門分野の就業開拓に努め、高齢者の就業に係わる条件整備を図っていきます。

### (13) いきがいセンター

高齢者が健康で生きがいをもって生活し、介護を要する状態となることを予防するために、ミニデイサービス、生きがい活動教室、昔なつかし教室、水中運動教室を実施し、健康の保持・増進を支援します。

